

特定取引を行う者の届出書（日本版 CRS）

【届出事項】

「私の居住地国は日本のみであり、本情報が正確であることを宣誓します。なお、居住地国その他の情報に変更があった場合は、3 ヶ月以内に再度届出を行うことも同意します。」

平成 29 年 1 月 1 日以後、新たに国内の金融機関等で、特定取引（普通預金口座開設等）を行う方は、金融機関等へ氏名・住所・居住地国等[※]を記載した届出書の提出が必要となります。詳細は国税庁ホームページをご参照願います。

なお、偽りの事項をご提供された場合（居住地国が外国である方に限ります）には、お客様へ罰則が科されることとされています。

※居住地国とは、居住者として所得税に相当する税をお客様が納めるべき国を指します。

再度届出を行う場合は、お取引店窓口にて受付いたします。